

さくら市伴走支援型特別資金

令和5年4月3日受付開始
令和6年3月31日実行分まで

制度の概要

◆ご利用いただける方

次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により売上が減少した中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者
- ・市内で3か月以上継続して同一事業を営んでいる方
- ・市税を完納している方
- ・以下のいずれかに該当する方

①	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づきセーフティネット4号の認定を受けている方
②	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づきセーフティネット5号の認定を受けている方
③	最近1か月の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方
④	最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方
⑤	最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方
⑥	直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方
⑦	最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方
⑧	最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方
⑨	直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方

◆融資限度額及び利率等

資金使途	融資限度額	貸付期間	年利率	備考
運転	20,000千円	5年以内	1.0%	据置期間5年以内
設備	(新型コロナウイルス感染症対策特別資金および緊急経済対策特別資金と合わせて20,000千円とする)	10年以内	1.2%	

◆資金の借り換え

さくら市制度融資の残債分について借り換えを行うことが可能となります。

(一部不可となる場合がありますので、借り換えを行う際はあらかじめ金融機関等へご相談ください。)

◆保証料

融資を受けるためには栃木県信用保証協会の保証が必要となります。
保証料(条件変更分を除く)については、さくら市が全額負担いたします。

◆利子補給

1年間全額補助

◆必要書類について

取扱金融機関との対話を通して「経営行動計画書」の作成が必要になります。詳しくは下記お取扱い窓口にご相談ください。

お取扱い窓口

◆足利銀行氏家支店(682-2321)

◆烏山信用金庫氏家支店(681-7211)

◆栃木銀行氏家支店(682-2711)

※融資制度に関するお問合せは、市商工観光課(686-6627)、氏家商工会(682-2019)及び喜連川商工会(686-2122)でもお受けしております。